

琴平町都市計画マスタープラン

【概要版】



平成 30 年 3 月

琴 平 町

都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープラン策定の背景

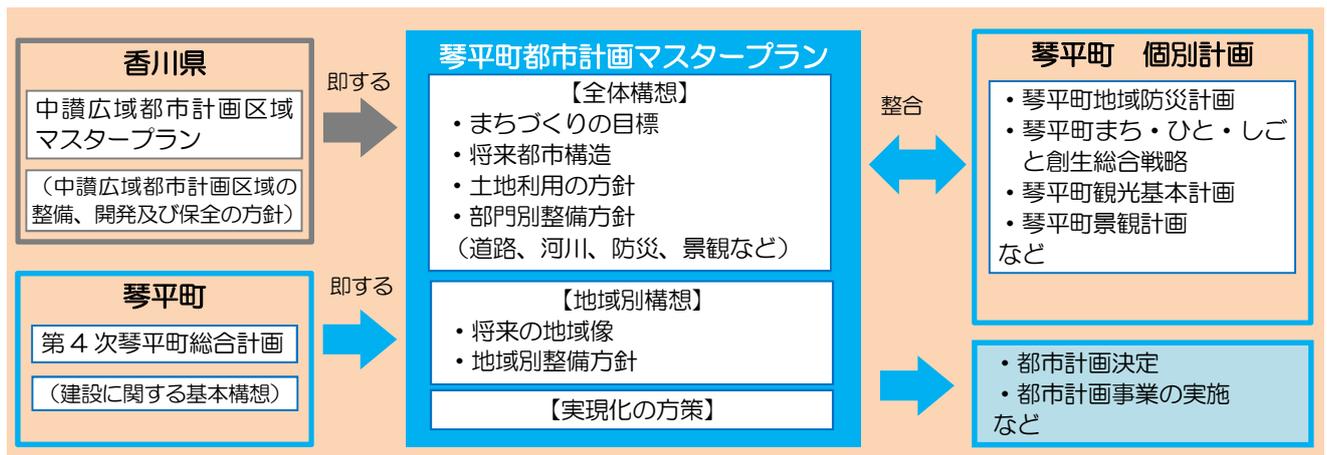
近年、地方都市においては、人口減少や少子高齢化が大きな課題となっており、無秩序な市街地の拡散は抑制しつつも、人口減少に歯止めをかけるための定住・移住の促進に向けて、働く場所の創出、子育て世代や高齢者が住みやすい居住環境の向上等が求められています。

また、地方自治体における厳しい財政面からも、都市基盤施設や公共建築物等の整備を拡大していくのではなく、適正な規模を維持する持続可能な都市の経営が求められています。

このようなことを受けて、本町が魅力あるまちづくりを進めていくためには、中長期を見据えたまちづくりの将来ビジョンを描き、計画的かつ効率的に推進することが必要です。また、行政、住民、事業者等が一体となってまちづくりを推進していく必要があり、まちづくりの共通の指針として琴平町都市計画マスタープランを策定するものです。

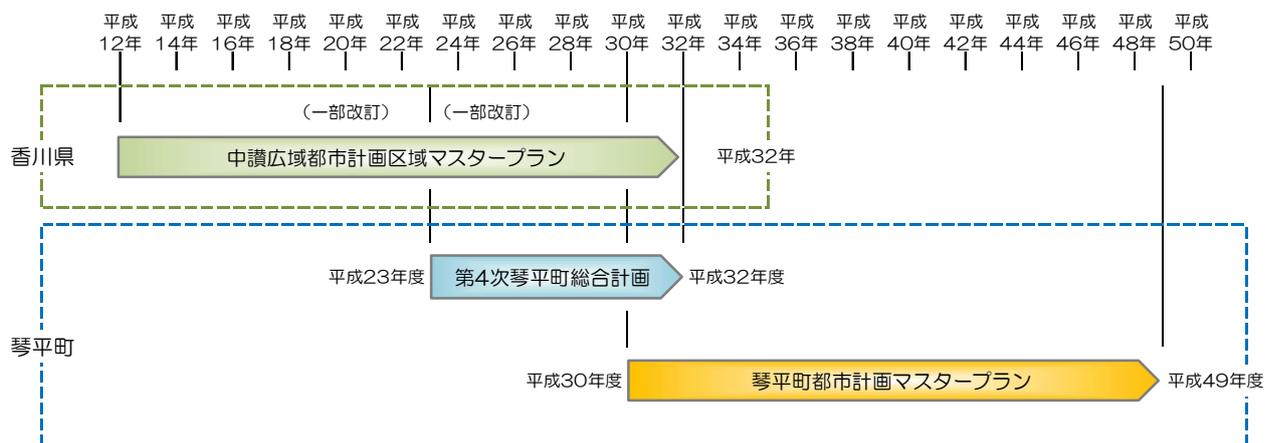
都市計画マスタープランの位置づけ

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）は、都市計画法第十八条の2において、「当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とされています。



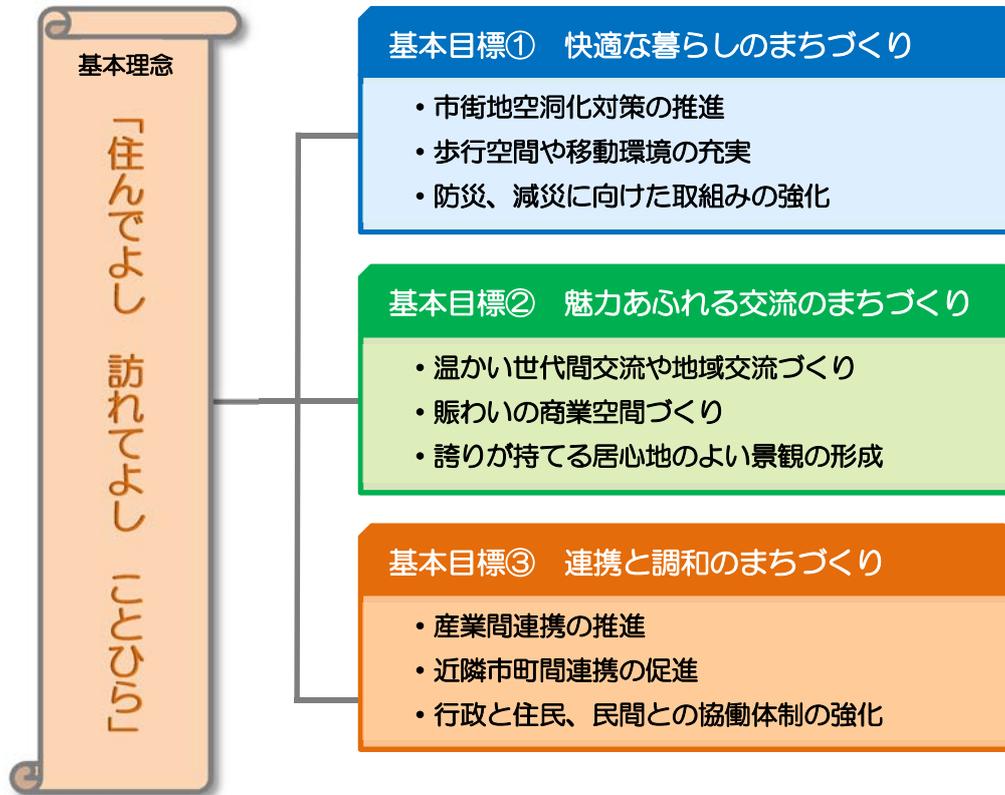
都市計画マスタープランの目標年次

本都市計画マスタープランは、20年後を見据えた計画とするものとし、平成30年度から平成49年度までを計画期間とします。



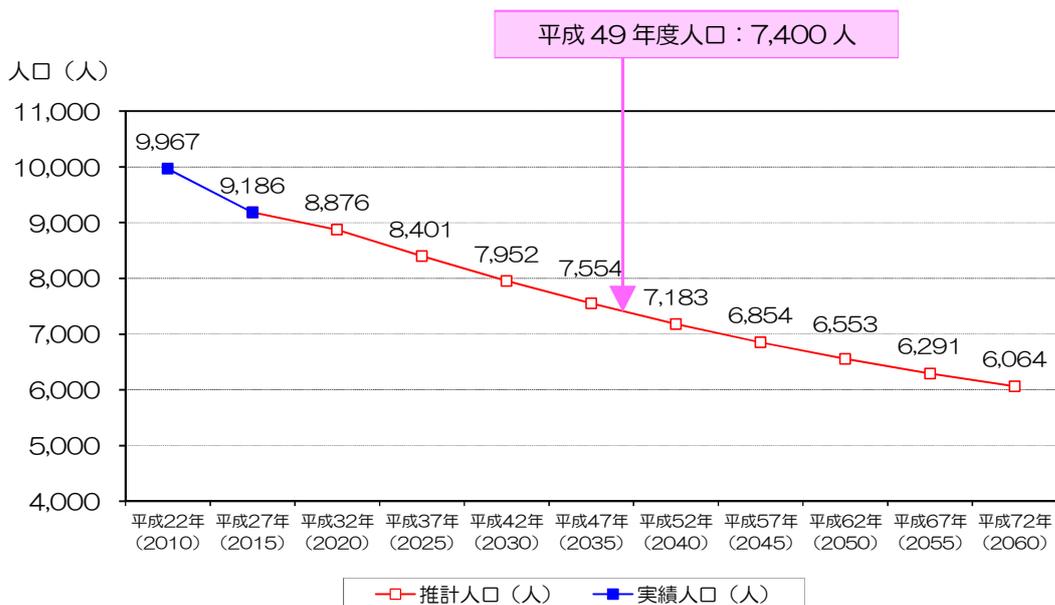
まちづくりの目標

(1) 基本理念、基本目標



(2) 将来フレーム

平成 27 年 10 月に策定した『琴平町人口ビジョン』『琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』における将来人口の推計に基づき、本都市計画マスタープランの平成 49 年度（2037 年度）の目標人口は、7,400 人と設定します。



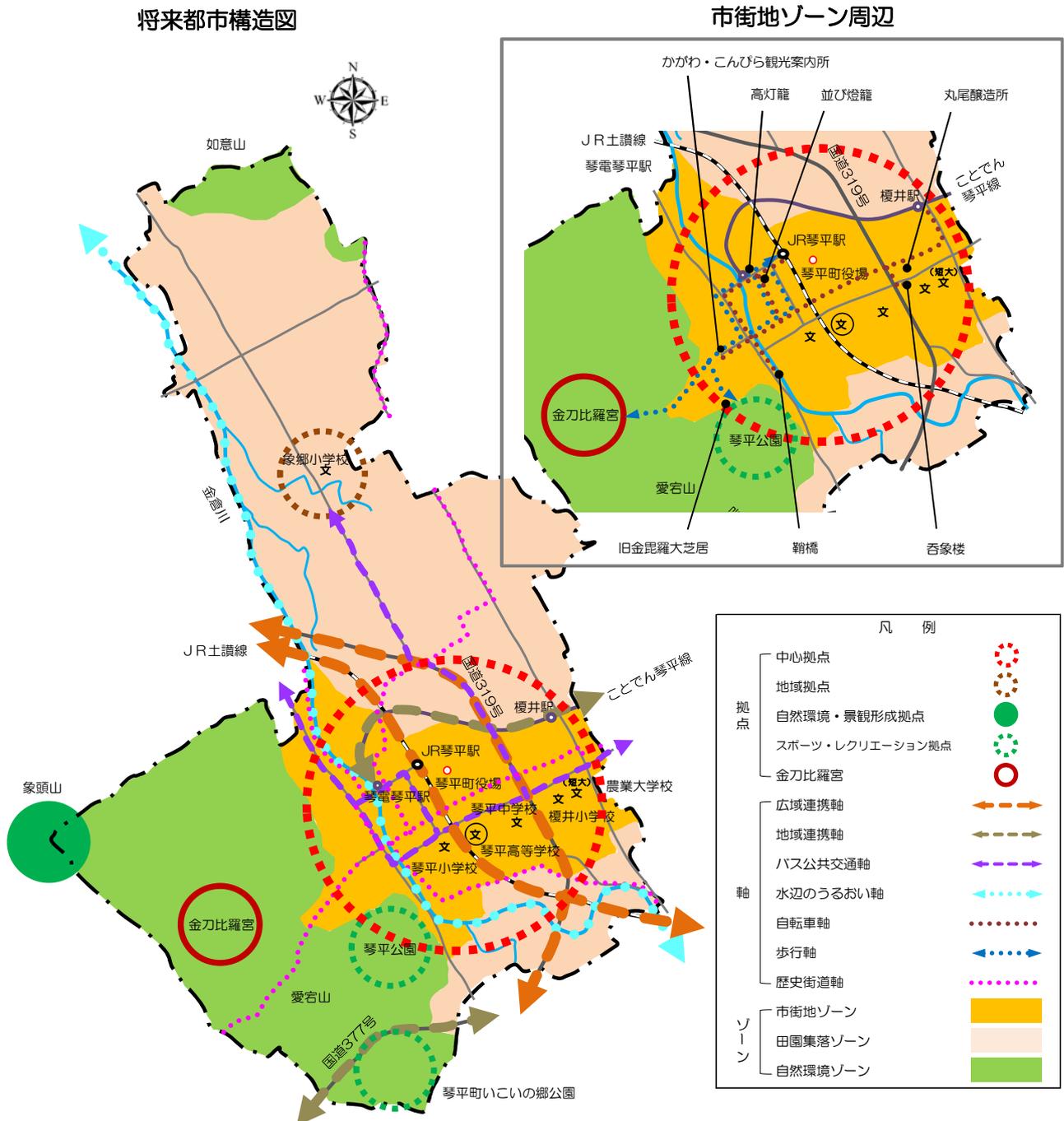
将来都市構造

「コンパクトなまち」という本町の特性に一層磨きをかけるために、拠点への機能の集積を高め、軸をもって機能連携を図るとともに、ゾーンごとの土地利用の整序・集約化を促進します。なお、周辺の市町との機能連携を深めるためにも、JR、ことでん、バス等の公共交通環境のさらなる充実を図ります。

「拠点」：同一の機能の集積がみられるほか、様々な活動を行う上で中心となる施設群等。

「軸」：近隣の市町等へ人やモノ等を円滑に移動させるための結びつきや拠点等を結びつける空間的なつながりなど。

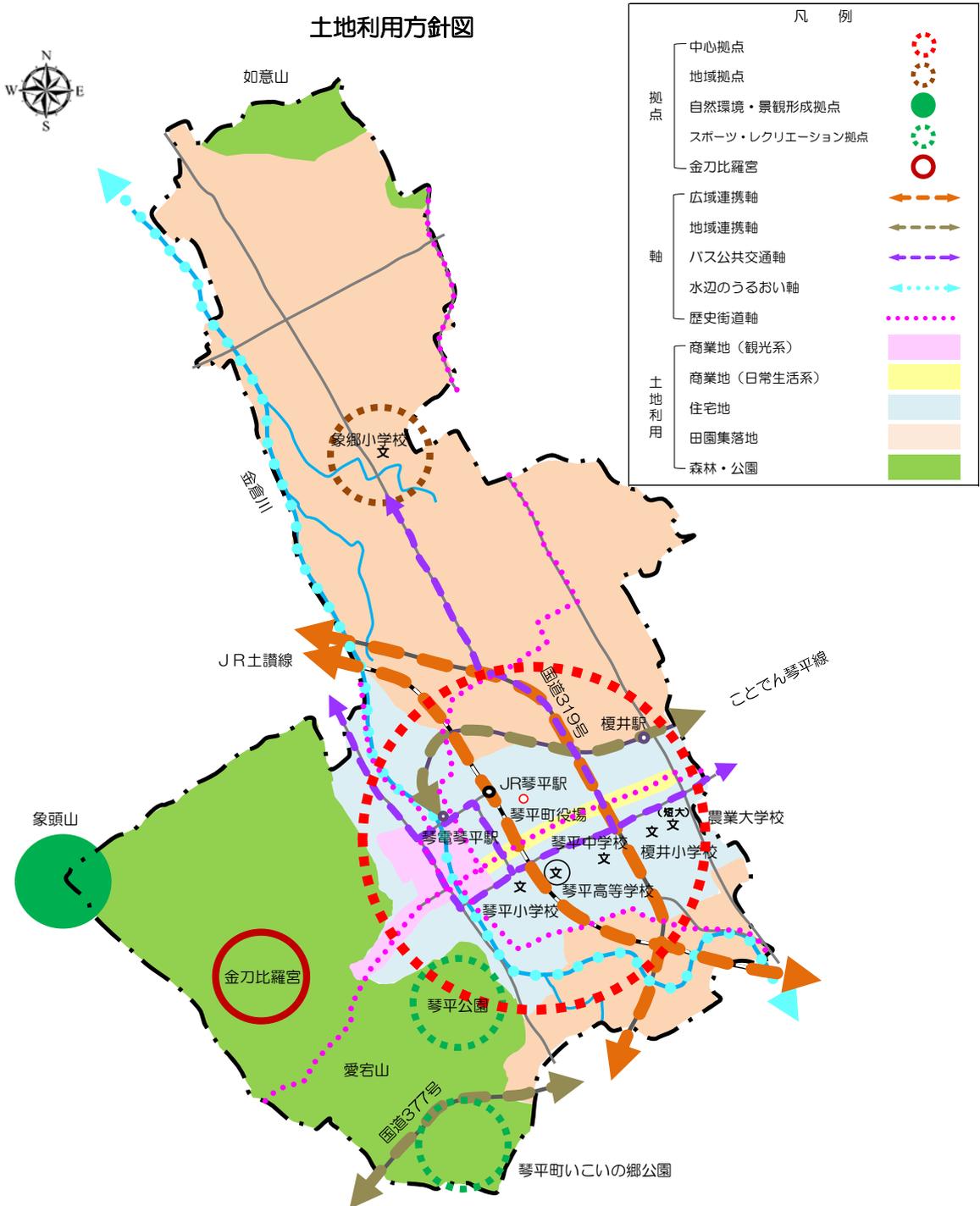
「ゾーン」：同じ目的で利用される一体的なエリア。



土地利用の方針、部門別整備方針

土地利用の方針

商業地（観光系）	観光客を対象とした旅館・ホテルや飲食店・土産店の集積を図り、多くの人を訪れるにぎわいのある空間を創出します。
商業地（日常生活系）	日常生活に必要な日用品を歩いて買い物ができる商業地の形成を図ります。
住宅地	自転車や歩いて様々な施設に安全に行くことができる利便性の高い住宅地を形成します。 JRの線路から東側のエリアについては、主に低層で一戸建てを主体とした住宅地を形成し、西側のエリアは、中高層も含めた建築物の高度利用を図ります。
田園集落地	まとまった良好な農地として保全を図るとともに、良好な農業環境が整った集落地を形成します。
森林・公園	森林は開発を抑制しつつ保全を図り、公園は自然環境との調和に努めます。



市街地の整備方針

【にぎわい空間づくりの方針】

- 本町の個性を打ち出した魅力ある店舗の形成
- 歴史資源等と調和のとれた落ち着いた雰囲気のみち並みの形成及び長時間滞在ができる空間の創出
- 町道本宮町線における大型バス等のスムーズな通行に向けた交通環境の向上
- 快適に回遊できる歩行空間の形成や自転車を利用した回遊環境の構築及び休憩所、案内板等の整備

【快適な居住空間づくりの方針】

- 建築物の高さの制限、緑化等のルールを定めた地区計画策定の検討
- 高齢者向け有料賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、若者向け住宅整備等の促進
- 空き家の情報発信及び移住、定住に向けた空き家の活用
- 一般県道琴平停車場琴平公園線、町道本宮町線における安全な道路交通環境の構築

市街地整備方針図



回遊空間
・歩行空間、休憩所、案内板等の整備

琴電琴平駅
・送迎用スペース、ポケットパークの整備検討

町堂駅前西駐車場
・利用向上に向けた環境整備

住宅地
・地区計画等を活用した良好な居住環境の創出
・移住者、若者、高齢者向けの住宅整備
・生活道路における速度の抑制、歩行空間の明示

町道本宮町線
・大型バス等の通行に向けた交通機能の向上
・歩行空間の確保

にぎわい
エリア

居住エリア

回遊空間
・歴史資源と調和のとれたまち並みの形成

凡 例	
市街地ゾーン	来訪者の主たるアクセス道路
商業地（観光系）	自転車の主たる動線
商業地（日常生活系）	歩行者の主たる動線
住宅地	
田園集落地	
森林・公園	

道路・交通の整備方針

【道路網の整備】

- ・国道319号の行楽シーズン・イベント時等の混雑解消に向けた関係機関との協議、調整の推進
- ・一般県道原田琴平線、主要地方道岡田普通寺線における歩道の整備促進
- ・市街地ゾーン内における車両の通り抜け防止の推進及び速度制限による歩行者の安全確保の推進
- ・町道の舗装の劣化状況等の把握、舗装の改修等の推進
- ・来訪者の動線等を考慮に入れた適正な駐車場の配置、運用形態などの検討

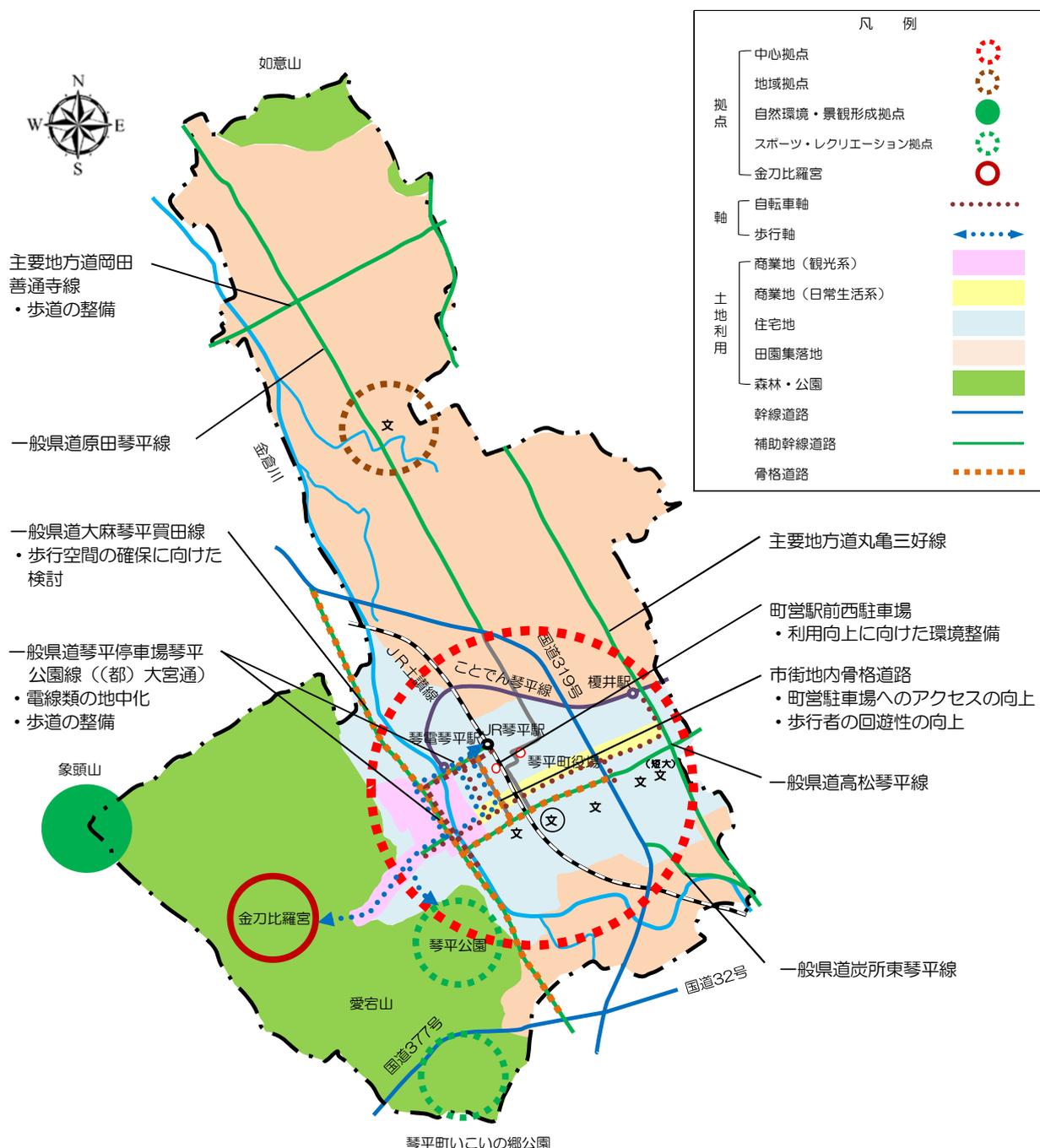
【安全で回遊性のある歩行空間ネットワークの形成】

- ・オープンスペースを活用した休憩所等の整備及びインバウンドに対応した案内板、説明板等の整備
- ・通学路におけるカーブミラー、ガードパイプ等の交通安全施設の整備及び路面表示による注意喚起等の安全対策の推進

【誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成】

- ・琴電琴平駅における送迎用の駐車スペースの整備検討及び榎井駅におけるバリアフリー化の促進
- ・中心拠点、地域拠点、隣接市町の拠点等をつなぐ公共交通サービスの充実

道路の整備方針図



公園・緑地の整備方針

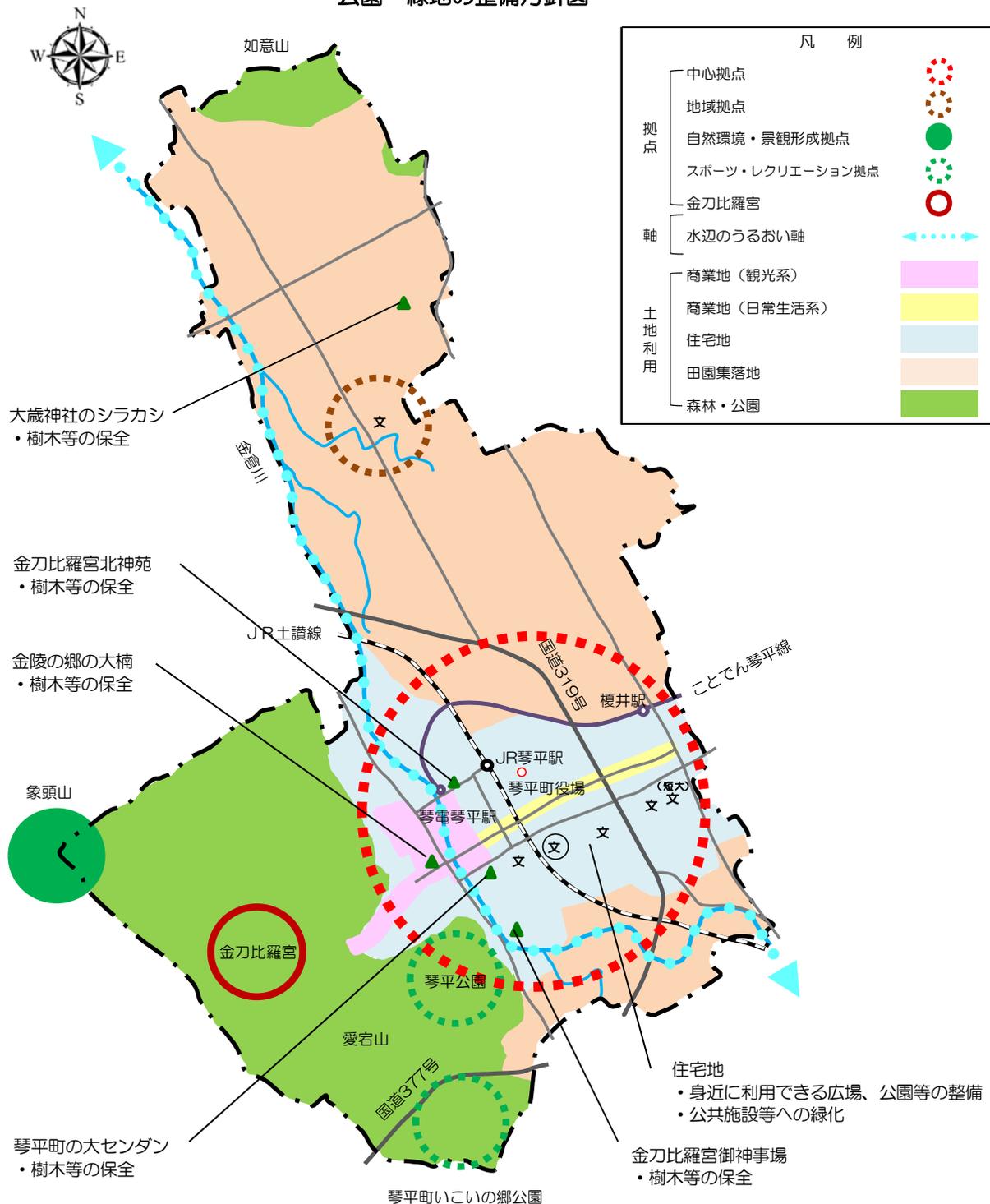
【広場、公園の整備】

- ・公共空地、未利用地を積極的に活用した地域住民が身近に利用できる広場、公園の整備
- ・低・未利用地を活用した来訪者と住民が交流できる場の創出、イベント等の開催
- ・広場、公園におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【緑地の整備】

- ・琴平町の大センダン、金陵の郷の大楠、大歳神社のシラカシ、金刀比羅宮御神事場、金刀比羅宮北神苑内の緑、神社の社叢林等の保全
- ・公共建築物の敷地、壁面等を利用した緑化の推進
- ・住民参加による公共スペース等への緑化の推進及び地域住民等による緑地の管理体制づくりの推進

公園・緑地の整備方針図



河川・上下水道の整備方針

【河川の整備】

- ・金倉川における水質の保全、水辺景観の維持、親水空間の創出、定期的な堆積土砂の浚渫等の促進
- ・買田川の河道拡幅による河川改修の促進

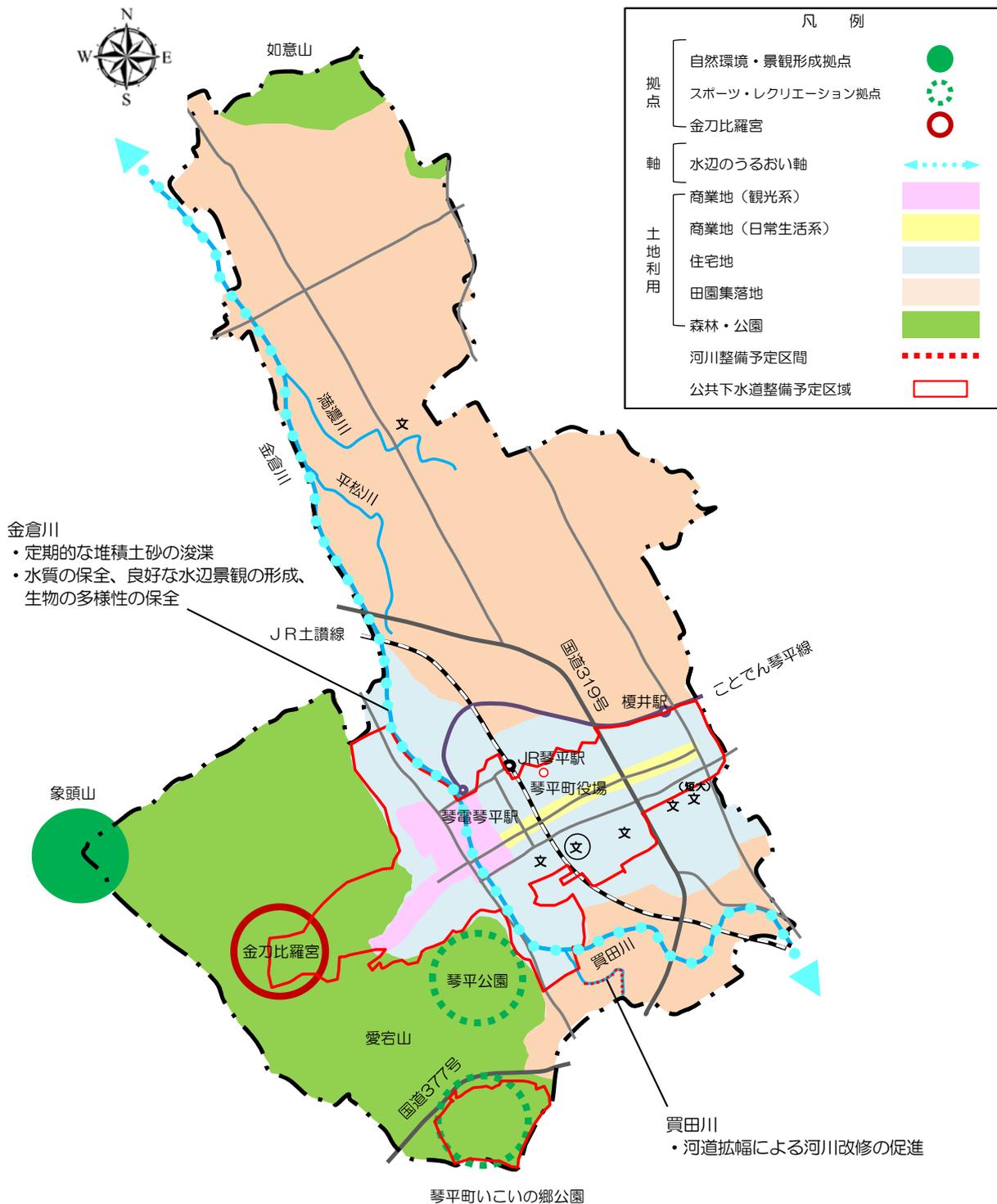
【上水道の整備】

- ・香川県内の水道事業を統合した広域水道事業の実現

【下水道の整備】

- ・管路の定期的な点検等による長寿命化の推進
- ・浄化槽設置整備事業（個人設置型）に基づく効率的な生活排水処理の推進

河川・上下水道の整備方針図



都市防災の整備方針

【地震対策】

- ・ 公共施設、指定避難所等の耐震化等の推進
- ・ 上水道施設の耐震補強、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化等の推進

【風水害対策】

- ・ 河川の通水能力の維持に向けた定期的な堆積土砂の浚渫等の促進

【土砂災害対策】

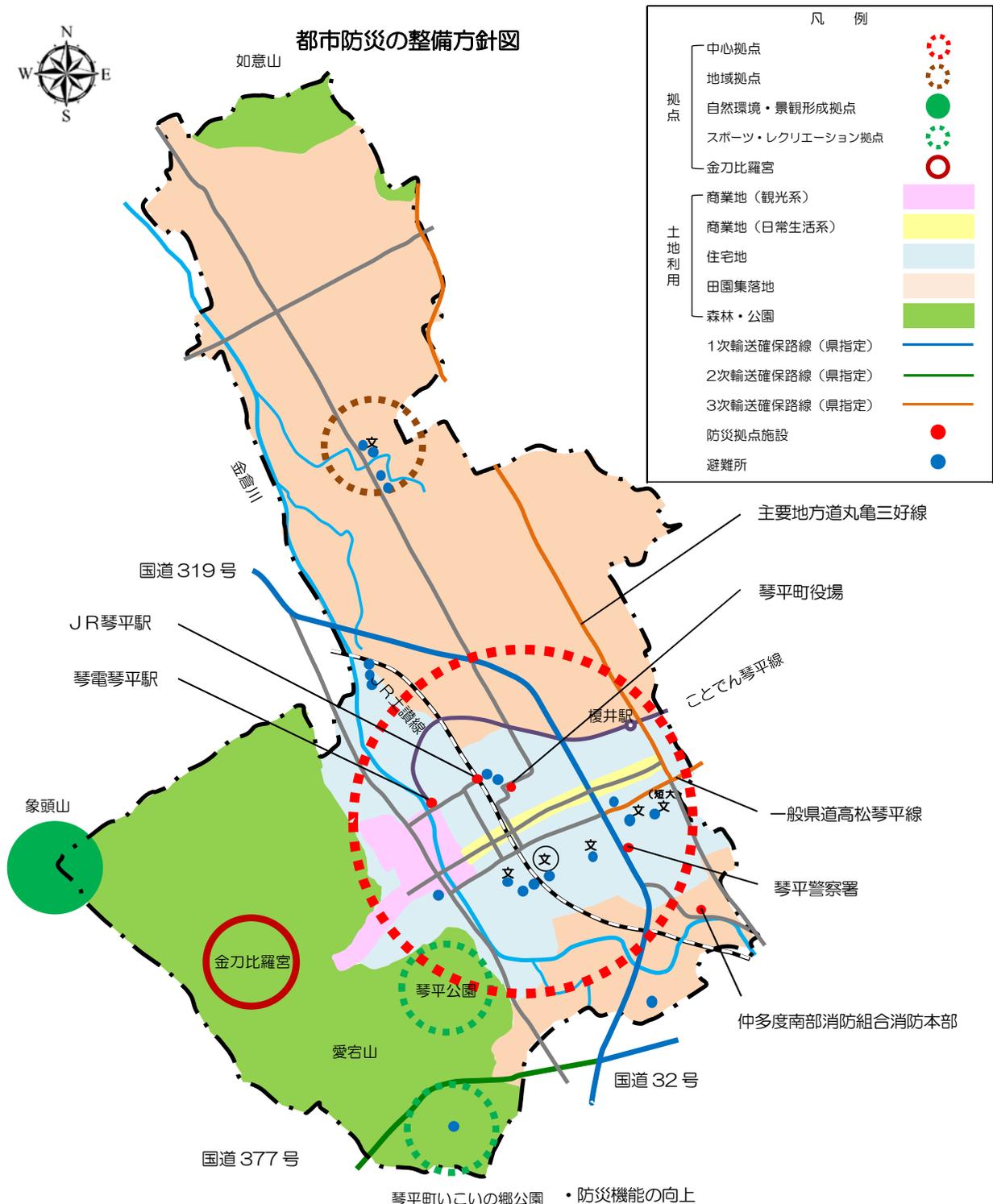
- ・ 土砂災害危険箇所等における土砂災害防止事業の促進

【火災、延焼防止対策】

- ・ 狭隘な道路の拡幅や住宅への緑化の促進及び公共空地、未利用地の一時的な避難場所への活用

【避難機能・体制の強化】

- ・ 自主防災組織の結成支援及び避難確保計画の策定支援



自然環境及び景観の保全・形成方針

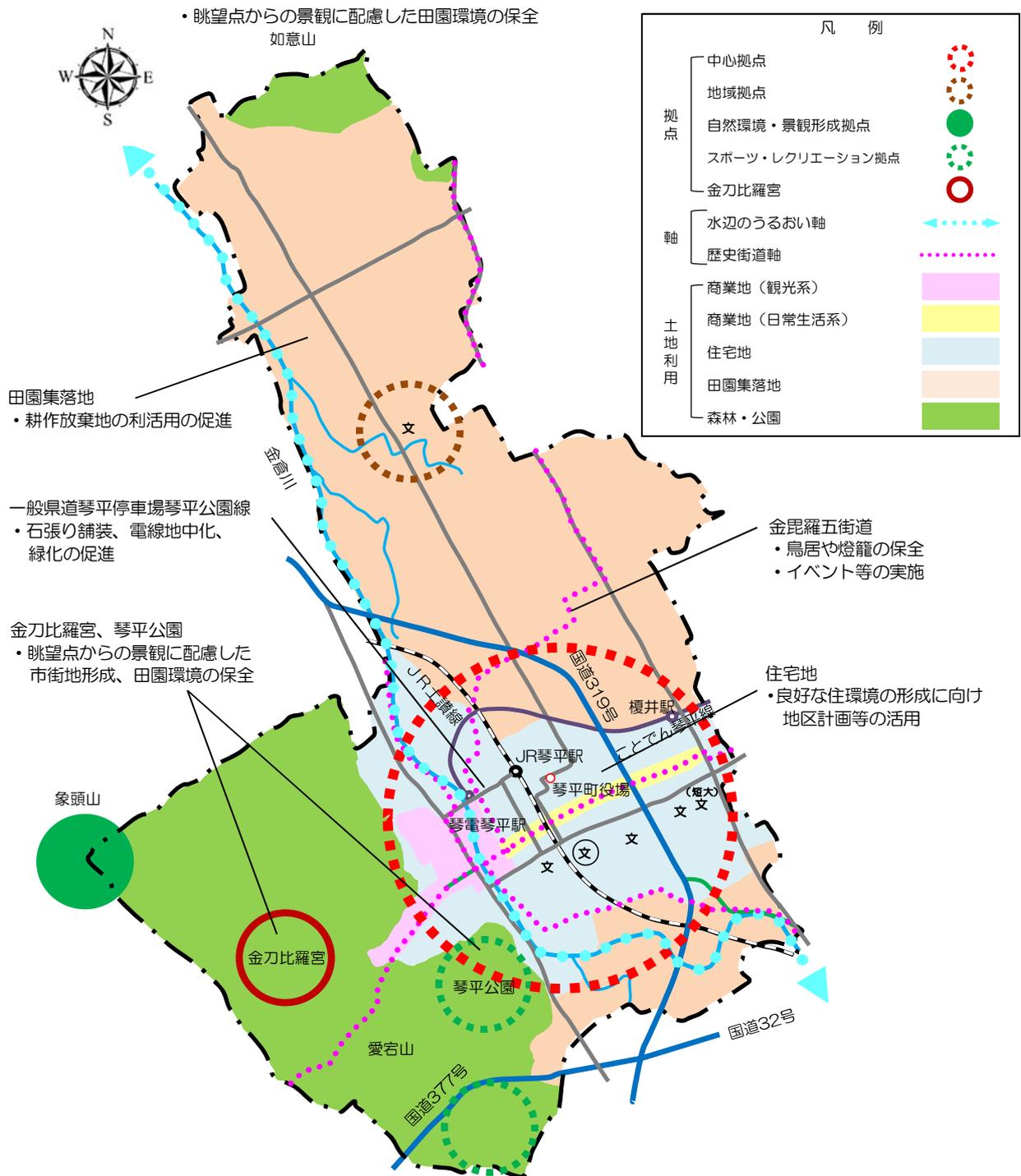
【自然環境の保全】

- ・森林の保全及び愛宕山、如意山等の遊歩道、休憩所等の整備
- ・学校教育、福祉活動の場や町民農園等への耕作放棄地の活用を検討
- ・ゴミの不法投棄防止のための看板設置、パトロールの実施及びボランティア団体等による河川の美化活動や愛護活動への支援

【景観の保全・活用】

- ・市街地から眺めることができる象頭山、愛宕山等の自然景観の保全
- ・一般県道琴平停車場琴平公園線における石張り舗装、電線地中化、緑化の促進
- ・歴史的建造物の保全及び建築物の形態、色彩等の調和による良好なまち並みの景観の形成
- ・金毘羅街道を解説した説明板の設置及び金毘羅街道を散策するウォーキングイベント等の実施
- ・眺望点からの景観に配慮した市街地の形成、田園環境の保全

自然環境及び景観の保全・形成の方針図



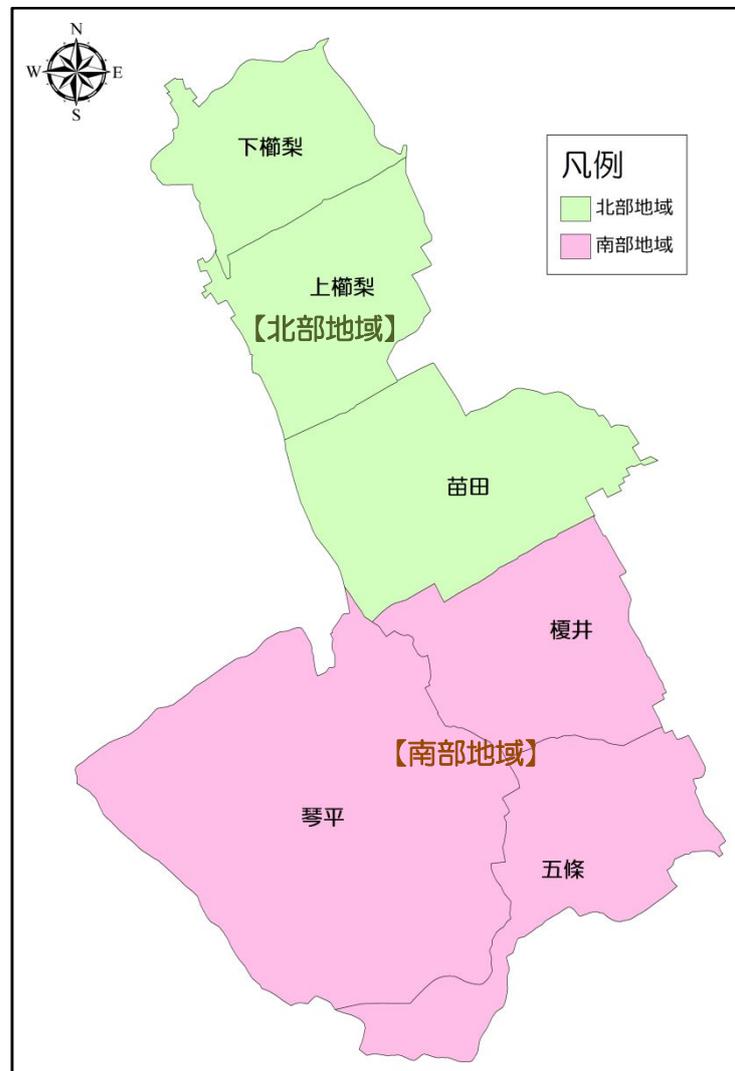
地域区分の設定

本町を字界や小学校区等からみたコミュニティの形成状況や都市構造等に基づくライフスタイル、土地の利用状況等を踏まえて、町域を以下のように区分します。

地域区分

地域名	字名	小学校
南部地域	琴平、榎井、五條	琴平小学校、榎井小学校
北部地域	苗田、上櫛梨、下櫛梨	象郷小学校

地域区分図

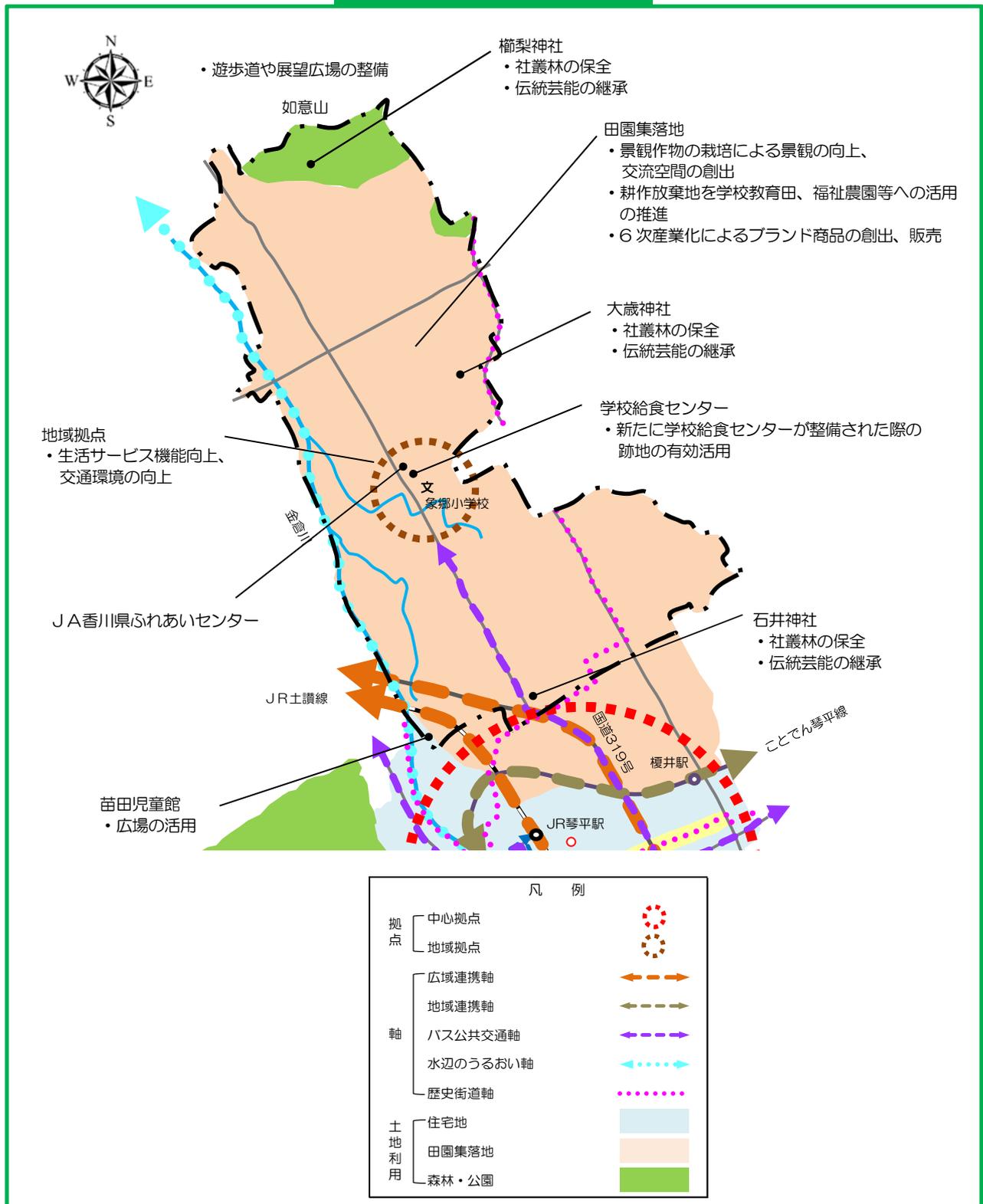


【将来目標】

豊かな自然の中で、日常生活に必要な機能が集積した地域拠点を形成し、子どもからお年寄りまでが快適な日常生活を送ることができるまちづくりを目指します。

豊かな自然の中で快適な日常生活
が送れるまち

北部地域まちづくり方針図



まちづくりの推進と取組み

(1) 協働のまちづくりにおける役割

①住民

自らもまちづくりの担い手である意識をもち、本町のまちづくりの理念やどのようなまちづくりを進めているかなど、まちづくりについて関心を持ちます。また、地域における住民同士の交流やコミュニティの形成に努めます。さらには、身近な地域活動を通してまちづくり活動等に参加します。

②事業者

まちづくりの理念や目標を理解し、まちづくりの実現に向けての協力や積極的にまちづくり活動へ参加をします。また、自らの知識や技術を生かして社会に貢献する活動を行います。

③行政

住民や事業者に対してまちづくりの思想の共有化が図れるように情報を発信します。また、進捗状況や実施事業の評価結果など、様々な情報をタイムリーに提供するよう努めます。

アンケート、ワークショップ、説明会等の開催を通して住民のニーズや意見を把握するよう努めるとともに、住民・事業者等によるまちづくりを推進するための組織の構築や活動に対して支援します。

(2) 協働のまちづくりのための取組み

①情報発信

まちづくりに関する事業、施策の取組み状況や目指す将来像等について情報を発信するとともに、まちづくりに関連する講演会や講座等の開催を企画し、その情報を発信します。情報の発信にあたっては、広報紙や町ホームページ等を利用します。

②住民との交流や参加の推進

住民と行政の交流やまちづくりへの参加の一歩として地域住民、事業者等と行政との意見交換ができる機会の創出について検討します。

③住民・事業者等によるまちづくり

住民・事業主・地権者等が中心となった地域のまちづくり活動を広範囲に波及させるとともに、観光、景観等のあらゆる分野へ波及させるために、地域へのまちづくり専門家の派遣や地域の活動に対する支援について検討します。

(3) まちづくりの方策

様々な手法の活用について検討を行いながら、まちづくりを推進します。

●地区計画

- ・地域住民と協議を行い、まちの将来像を共有しながら、道路や緑地等の施設の設置、建築物の用途や高さなどの一定のルールを定めたくみ細やかなまちづくりを行うための計画です。

●立地適正化計画

- ・コンパクトなまちづくりをより具体的に推進するため、生活サービス施設等の都市機能と居住機能を誘導する区域を設定するとともに、都市機能誘導施設を誘導するための施策を定める計画です。

●都市計画提案制度

- ・土地所有者やまちづくりNPOなどがマスタープランを除く全ての都市計画の決定、変更について提案できる制度です。

●PPP/PFI

- ・公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法です。

都市計画マスタープランの運用と活用

(1) 都市計画マスタープランの運用

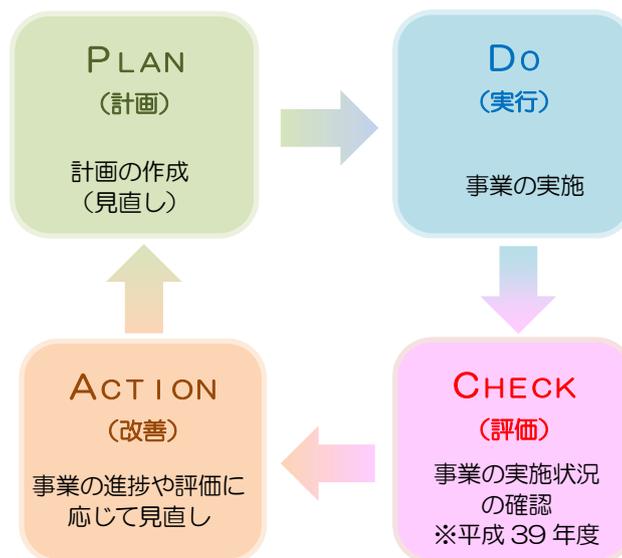
本都市計画マスタープランに即した具体の事業、施策を進めていくためには、庁内の多くの部署が関わることになることから部署間の連携や調整が必要となってきます。このため、今後実施する事業、施策等の概要を整理するほか、実施時期や実施担当部署等について整理したアクション・プログラムの策定に取組むとともに、庁内各課が定期的に参集し、アクション・プログラムにおける事業、施策等の進捗状況の確認を行うこととします。

(2) 都市計画マスタープランの管理と見直し

本都市計画マスタープランは、平成 49 年度を目標年とした長期的な視点にたったまちづくりの計画であるため、PDCAサイクルの考えに基づき、計画の進行管理を行っていくものとします。

なお、目標期間の中間期であるおおむね 10 年後の平成 39 年度にはまちづくりの進捗状況の評価を行います。また、本町を取り巻く社会情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、本都市計画マスタープランの見直しの必要性に迫られた時には、基本目標、整備方針等の見直しを行うものとします。

PDCAサイクルのイメージ



平成 30 年 (2018 年) 3 月

琴平町総務課

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

【TEL】 0877-75-6701 (直通) 【FAX】 0877-73-2120

【E-mail】 kikaku@town.kotohira.lg.jp